

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により 事業活動に支障が生じた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

災害復旧対策資金(一般枠)

ご利用いただける方

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、次のいずれかに該当する中小企業者等

(1)施設・設備等の損壊が発生していること

(2)取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること

上記要件を満たしていることについて、知事(※上記(2)の場合のみ)、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。

ご利用を希望される方は、最寄りの認定窓口に「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を提出し、認定書の交付を受けてください。様式は、商工金融課HPに掲載しています。

ご融資の条件

- 融資限度額 一災害5,000万円
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金用途 運転資金及び設備資金
- 償還期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 保必要に応じて徴求
- 保証人 必要な場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要。
- 信用保証料率 年0.45~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 令和7年8月1日(金)から令和8年3月31日(火)保証協会申込分まで

お手続きの流れ

①県・市町村・商工会議所
又は商工会へ認定申請

②取扱金融機関へ
融資申込

③審査 ※金融機関
※保証協会

④融資実行

ご利用にあたってのご注意

- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書は、融資が確実に実行されることをお約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県 経済商工観光部 商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

電話 022-211-2744

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/index.html>

【251210】

災害復旧対策資金（一般枠） Q & A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の認定申請や提出先について教えてください。

A1 本資金の利用を希望する方は、「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」に必要事項を記載し、認定機関へ提出し、認定を受けてください。

(1) 施設・設備等の損壊が発生している場合

「様式第2号の1」により、市町村、商工会議所、商工会のいずれかへ提出し、認定を受けてください。

なお、市町村長が発行する罹災証明書の交付を受けた場合は、その証明書を認定書に代えることができます。

►「様式第2号の1」の申請書様式は、こちらからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0201.pdf>

(2) 取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少している場合

「様式第2号の2」により、県（商工金融課）、市町村、商工会議所、商工会のいずれかへ提出し、認定を受けてください。

なお、売上高の減少の状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

►「様式第2号の2」の申請書様式は、こちらからダウンロードしてください。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/25911/keian0202.pdf>

[認定申請書「2災害の概要」の記載方法]

(1)災害の名称 「令和7年力ムチャツカ半島付近の地震に伴う津波」

(2)被害発生の年月日 「令和7年7月30日」

(3)被害の状況等 ※事業用資産の被害状況又は売上高減少の要因が上記災害によるものであることが分かるよう記載してください。

◆市町村の担当課一覧はこちらをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/documents/61091/ninteimadoguchi.pdf>

Q2 要件(2)の「最近1か月」は、何月分を指しますか。

A2 原則、申請月の前月を「最近1か月」とします。

令和7年8月の売上高が前年同月比で10%以上減少している場合は、令和7年9月中に認定申請を行ってください。

なお、売上高の減少状況について確認しますので、試算表、売上台帳等を添付してください。

Q3 個人事業主も対象になりますか。

A3 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人事業主の方も対象になります。

なお、漁業者は、中小企業信用保証制度を利用できないため、本資金の利用対象外となります。

漁業者向けの融資制度については、水産林政部水産業振興課（TEL022-211-2935）や、お近くの県地方振興事務所水産漁港部へお問い合わせください。また、借り入れ申込みについては、直接、東日本信用漁業協同組合連合会（宮城支店TEL0225-21-5715・気仙沼支店TEL0226-26-4720）へお問い合わせください。

Q4 本資金の資金使途は、設備資金・運転資金のいずれにも利用できますか。

A4 本資金は、「令和7年力ムチャツカ半島付近の地震に伴う津波」に起因して、売上高の減少、資金繰りの悪化などが生じている中小企業者等を対象とした資金ですので、基本的には運転資金の利用が想定されますが、災害復旧のために設備資金が必要となる特別の理由がある場合は、別途ご相談ください。

なお、養殖施設の損壊など、水産養殖業は中小企業信用保証制度の対象外につき、基本的に本資金の利用対象外となります。事業の内容により、一部対象となる場合ありますので、詳しくは、宮城県信用保証協会へお問い合わせください。

Q5 認定されれば、融資は実行されますか。

A5 認定書は、融資要件を満たしていることを確認したものとなります。この認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査を受けることになります。

審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、利用に当たっては、あらかじめ金融機関にご相談されることをお勧めします。